

地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について

令和 5 年 9 月

環境省大臣官房

地域脱炭素政策調整担当参事官室

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について

全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画（事務事業編）」）を策定することが義務付けられている。

また、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）を策定することが義務付けられている。加えて、その他の市町村も、同法第 21 条第 4 項に基づき、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に努めることとされている。

ついては、地方公共団体実行計画制度の地域における円滑かつ着実な実施に資することを目的として、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を対象として、毎年度、地方公共団体実行計画の策定状況を始めとする地球温暖化対策推進法の施行状況について調査を実施している。

○調査内容

＜都道府県、市町村及び特別区向け＞

- ・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ・地方公共団体実行計画（事務事業編）における地球温暖化対策に関する事項
- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）における地球温暖化対策に関する事項
- ・その他の地球温暖化対策に関する事項
- ・国への要望・意見

＜地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向け＞

- ・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ・地方公共団体実行計画（事務事業編）における地球温暖化対策に関する事項
- ・国への要望・意見

○建築物・敷地への太陽光発電設備の設置状況、導入ポテンシャルの把握について

「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、関係省庁において、地方

公共団体の施設種別に、kW（設備容量）ベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定しPDCAを回す仕組みを構築するとともに、地方公共団体に対して支援や助言、情報提供等を実施することとされた。

よって、令和4年度の本調査において、建築物への太陽光発電設備の設置状況及び導入ポテンシャルの把握のための設問を追加し、令和5年度の本調査においては、建築物に付属する敷地への太陽光発電設備の設置状況及び導入ポテンシャルの把握のための設問を追加している。

○今後のスケジュール

- ・各地方公共団体は、環境省が整備している地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）を通じて回答を行う。回答期間は令和5年10月2日（月）から令和5年12月27日（水）までを予定しており、令和6年1月から環境省にて調査結果の分析・取りまとめを行う。
- ・地方公共団体の太陽光発電設備の導入ポテンシャルについては、各省庁における導入目標の設定に関わるため、関係府省庁に事前に共有し、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議に報告するものとする。